法律第九十四号

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員」を削り、「その他の」を「その他これらに類する国会職員として」に改め、同項ただし書中「育児休業」の下に「（当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった国会職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）」を加える。

第十二条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員」を削り、「その他の」を「その他これらに類する国会職員として」に改める。

第二十条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員」を削り、「その他の」を「その他これに類する国会職員として」に改める。

附　則

この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十三号）の施行の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十五号

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「既に育児休業」の下に「（当該子の出生の日から裁判官が産後の休業をすることができる期間を考慮して最高裁判所規則で定める期間内に、裁判官（当該期間内に当該子の出産により産後の休業をした裁判官を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）」を加え、「、配偶者がこの法律により育児休業をしている場合その他最高裁判所規則で定める場合」を削る。

附　則

この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。

法務大臣　千葉　景子
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政　令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十一号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、三六八円」を「六、三五八円」に、「七、四四二円」を「七、四三〇円」に、「八、四九三円」を「八、四七八円」に、「九、二八五円」を「九、二六八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第二項、第十四条第一項及び第十六条第三項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項及び第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。